

## 重度障害者用意思伝達装置について

### 1 支給対象者の例

「両上下肢の全廃又は喪失し、かつ、言語機能を廃したことにより、障害（補償）給付の支給を受けた者又は受けると見込まれる者で、重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難な者」

### 2 支給の範囲の例

1人につき1台支給する。

### 3 型式及び価格等の例

#### (1) 基本構造

ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。

#### (2) 付属品

プリンタ

#### (3) 価格

450,000円（障害者自立支援法と同額）

#### (4) 耐用年数

5年

#### (5) その他

ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象（脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。その他障害に応じた修理基準の中から加えて加算することができること。

### 4 修理基準の例

- ・ 本体修理
- ・ 固定代（アーム式又はテーブル置き式）交換
- ・ 入力装置固定具交換
- ・ 呼び鈴交換

- ・ 呼び鈴分岐装置交換
- ・ 接点式入力装置（スイッチ）交換
- ・ 帯電式入力装置（スイッチ）交換
- ・ 筋電式入力装置（スイッチ）交換
- ・ 光電式入力装置（スイッチ）交換
- ・ 呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換
- ・ 圧電素子式入力装置（スイッチ）交換